



# 長野県報

3月16日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2858号

## 目次

### 規則

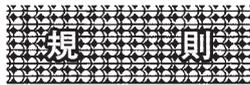
美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則（森林政策課）	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称変更の届出（障がい者支援課）	3
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	3
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課）	4
解除予定保安林の内容を変更する旨の通知（森林づくり推進課）	6
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の定め（道路管理課）	6
文化財保護条例に基づく長野県宝、長野県無形民俗文化財及び長野県天然記念物の指定（文化財・生涯学習課）	7
平成21年長野県公安委員会告示第56号（長野県公安委員会が委託する安全運転管理者等講習業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格）の一部改正（交通企画課）	7
公職選挙法に基づく参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（選挙管理委員会）	8
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	20

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	20
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	21
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	23
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	23
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	24
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	24



美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第5号

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則

(美容師法施行細則の一部改正)

第1条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第6号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第6号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第6号

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

森林政策課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月16日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 警察職員の勤務制度に関すること。

第5条の2に次の1項を加える。

3 教養課に、通訳に関する事務(国際捜査室の所掌に属するものを除く。)をつかさどらせるため、通訳センターを付置する。

第13条の2第2項第5号を削る。

第16条の2第2項を次のように改める。

2 組織犯罪対策課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、国際捜査室を付置する。

(1) 国際犯罪の捜査に関すること。

(2) 外国人の組織的な犯罪の対策に関すること。

(3) 国際捜査共助に関すること。

(4) 前3号に掲げるものに係る通訳に関すること。

(5) 翻訳に関すること。

第23条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。

第24条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第25条第1項中第3号及び第4号を削り、第6号を第4号とし、第5号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

3 警備第二課に、警衛及び警護に関する事務をつかさどらせるため、警衛・警護室を付置する。

別表第1の刑事部の項中「企画係 指導係」を「企画係 指導係 取調べ指導係」に改め、同表の交通部の項中「指定教習所係」を「高齢運転者対策係 指定教習所係」に改め、同表の警備部の項中「第三係」を「第三係 第四係」に、「資料係 警備犯罪捜査係」を「警備犯罪捜査係」に、「警衛・警護係 実施第一係」を「実施第一係」に改める。

別表第4の総合相談・情報公開室の項の次に次のように加える。

警務課	高齢者支援 統括官	警視	高齢者支援に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督
-----	--------------	----	-----------------------------

別表第4の術科指導室の項の次に次のように加える。

通訳センター	室長	警部	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
--------	----	----	------------------

別表第4の捜査第三課の項及び交通安全対策室の項中

「警視」を「警部」に改め、同表の災害対策室の項の次に次のように加える。

警衛・警護室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
--------	----	----	------------------

附則

この規則は、平成29年3月17日から施行する。

警務課